

マレーシアの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

マレーシアは、マレー半島南部の 11 州（「半島マレーシア」と呼ばれる）、並びにカリマンタン島（ボルネオ島）北部のサバ州及びサラワク州（「東マレーシア」と呼ばれる）の、合計 13 州からなる連邦制の立憲君主制国家である。

15 世紀にマラッカ王朝が成立し、貿易の中継地として栄えたが、16 世紀にはポルトガル、17 世紀にはオランダ、18 世紀には英國が進出した。英國は、1824 年に、現在のマレーシアを含む地域を植民地とした。第 2 次世界大戦中は日本に占領されたが、終戦後は再び英國の植民地となり、1948 年には、英國保護領マラヤ連邦となった。1957 年に独立したマラヤ連邦に、シンガポール、英領サバ、英領サラワクも参加し、1963 年に、連邦国家マレーシアが成立した。なお、シンガポールは、1965 年に分離・独立した²。

マレーシアの人口は約 3,200 万人であり、ブミプトラ（「土地の子」という意味の言葉。具体的には、マレー系と先住民族）が約 62%、中国系が約 23%、インド系が約 7% である。ブミプトラを優遇する政策（ブミプトラ政策）は、近年、中国系・インド系国民の反発を招き、社会的混乱の原因となってきた。

マレーシアの気候は、高温多湿の熱帯雨林気候に属する。首都はクアラルンプール、公用語はマレー語、通貨はリンギットである。国民の約 6 割はイスラム教を信仰している³。

マレーシアの法体系は、連邦の憲法及び法令、州の憲法及び法令、英國法⁴、イスラム法、慣習法等から構成される「混合法系」となっている。マレーシアは、長く英國の植民地であったことから、英國法の法体系を多く導入し、いわゆる判例法主義の法体系を採用した。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿におけるマレーシアの概要及び歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2021 年版』（二宮書店、2021 年）241～242 頁等を参照した。

³ イスラム教がマレーシアに伝來したのは、13 世紀であった。

⁴ 原則として、①マレー半島部では、1956 年 4 月 7 日にイングランドで効力を生じていたコモン・ロー及びエクイティ、②サバ州では、1951 年 12 月 1 日にイングランドで効力を生じていたコモン・ロー、エクイティ及び一般法律、③サラワク州では、1949 年 12 月 12 日にイングランドで効力を生じていたコモン・ロー、エクイティ及び一般法律が効力を有する。また、商取引に関しては、ペナン州、マラッカ州、サバ州及びサラワク州において、事件審理時におけるイングランド法の適用が認められる。実際には、マレーシアの裁判官は、イングランドの先例に従うことが多い（阿部博友ほか編著『世界の法律事情 グローバル・リーガル・リサーチ』（文眞堂、2016 年）所収（桑原直子執筆部分）121 頁）。

しかし、重要な法制度は、ほとんど成文法で規定されている。即ち、マレーシアが判例法主義の法体系を採用しているといつても、裁判において拠り所となる「法源」には、判例だけではなく、制定された法令も含まれる。英国の裁判所の判決は、1956年4月7日より後は、マレーシアの裁判所に対し拘束力を有しないものの、依然として、説得力のある根拠として、事実上の大きな影響力を有している。また、イスラム法はイスラム教徒に対して適用され、地域によっては慣習法も重要な役割を果たしている。

マレーシアには、原油、天然ガス、鉄鉱石、ボーキサイト、スズ等の鉱物資源が豊富にある。とくに1981年にマハティール首相が就任して以来、豊富な資源を利用して輸出志向型工業化政策を推し進め、高い経済成長を継続的に達成してきた結果、電気機器等の製造業が伸長した。

とくに1990年代以降、製造業を中心とする多くの日本企業が、マレーシア企業との貿易を行い、またマレーシアに対する投資を行ってきたことから、マレーシアは、日本企業にとって経済的な結び付きが強い国となった。豊富な資源と労働力及び潜在的な巨大市場を有するマレーシアは、急速な発展を続ける東南アジアの中心に位置する国として、今後も、日本企業にとって最重要投資先の一つであり続けるであろう。

このようなマレーシアの重要性に鑑みると、マレーシアの法制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。

そこで、本稿では、マレーシアの法制度の概要を紹介することとした⁵。

II 憲法

1 総説

1957年8月27日、マラヤ連邦の憲法が採択された。そして、1963年に、シンガポール、英領サバ、英領サラワクも参加して連邦国家マレーシアが成立した際、マラヤ連邦の憲法に修正・追加が施され、マレーシア連邦憲法が成立した。

マレーシア連邦憲法は、その後、幾度もの改正を経て（1957年から2006年までの50年間に、50回の改正が行われた）⁶、現在に至っている。改正が多い理由として、「この憲法が国家の大枠だけを定めたものではなく、市民権や総選挙・国会運営、それに公務サービスなど日常の行政運営に立ち入る規定が多々あるから」であるとの指摘がある⁷。

マレーシア連邦憲法には、①イスラム教に国教としての特別の地位を与えていたこと、②マレー系と先住民族を優遇する特別待遇を多く規定していること、③最高元首をスルタン（州の世襲王）の輪番制（スルタンの互選で選出され、任期は5年）としていること、

⁵ 連邦国家であるマレーシアの法制度には、連邦法と州法があるが、本稿で主に言及するのは、連邦法についてである。

⁶ 稲正樹ほか編著『アジアの憲法入門』（日本評論社、2010年）104頁（稻正樹執筆部分）。

⁷ 竹下秀邦著「マレーシア」（萩野芳夫・畠博行・畠中和夫編『アジア憲法集【第2版】』（明石書店、2007年）所収）393頁。

④人権保障に関する規定が少なく、保障の程度も弱いこと等の特徴がある。

全 183 条及び附則からなる現行のマレーシア連邦憲法の体系は、表 1 のとおりである⁸。

表 1 : マレーシア連邦憲法の体系（附則を除く）

第 1 部 諸州、宗教及び連邦の法		第 1 条～第 4 条
第 2 部 基本的自由		第 5 条～第 13 条
第 3 部 市民権	第 1 章 市民権の取得	第 14 条～第 22 条
	第 2 章 市民権の停止	第 23 条～第 28A 条
	第 3 章 補足	第 29 条～第 31 条
第 4 部 連邦	第 1 章 最高元首	第 32 条～第 37 条
	第 2 章 統治者会議	第 38 条
	第 3 章 行政府	第 39 条～第 43C 条
	第 4 章 連邦立法府	第 44 条～第 65 条
	第 5 章 立法手続	第 66 条～第 68 条
	第 6 章 財産、契約及び訴訟に関する権限	第 69 条
第 5 部 州		第 70 条～第 72 条
第 6 部 連邦と州の関係	第 1 章 立法権の配分	第 73 条～第 79 条
	第 2 章 行政権の配分	第 80 条～第 81 条
	第 3 章 財務負担の分担	第 82 条
	第 4 章 土地	第 83 条～第 91 条
	第 5 章 国家開発	第 92 条
	第 6 章 連邦による調査、州への助言及び州活動の監査	第 93 条～第 95 条
	第 7 章 国家地方自治評議会	第 95A 条
	第 8 章 サバ州、サラワク州への適用	第 95B 条～第 95E 条

⁸ 本稿におけるマレーシア連邦憲法の日本語訳は、鳥居高・竹下秀邦著「マレーシア連邦憲法〔解説と翻訳〕」(『重点領域研究総合的地域研究成果報告書シリーズ：総合的地域研究の手法確立：世界と地域の共存のパラダイムを求めて』(1996 年) 所収) を主に参照した。

https://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/bitstream/2433/187624/1/ias_024_026.pdf

但し、上記日本語訳は 1996 年 6 月 30 日より後の改正が反映されていないため、下記リンク先に掲載されている英語訳（2010 年 11 月 1 日現在）も参照した。

<http://www.agc.gov.my/agcportal/uploads/files/Publications/FC/FEDERAL%20CONSTITUTION%20ULANG%20CETAK%202016.pdf>

第 7 部 財政規定	第 1 章 総則	第 96 条～第 112 条
	第 2 章 サバ州、サラワク州への適用	第 112A 条～第 112D 条
第 8 部 選挙		第 113 条～第 120 条
第 9 部 司法		第 121 条～第 131A 条
第 10 部 公務		第 132 条～第 148 条
第 11 部 破壊活動、組織暴力及び公衆に有害な行動と犯罪に対する特別権限、並びに非常事態権限		第 149 条～第 151 条
第 12 部 一般則及び雑則		第 152 条～第 160B 条
第 12A 部 サバ州、サラワク州への追加的保護		第 161 条～第 161E 条
第 13 部 暫定的・過渡的諸規定		第 162 条～第 180 条
第 14 部 統治者宗主権等の除外規定		第 181 条
第 15 部 最高元首及び統治者に対する訴訟		第 182 条～第 183 条

2 統治機構

(1) 最高元首

最高元首（「Yang di-Pertuan Agong」と呼ばれる）は、スルタン（州の世襲王）の輪番制とされており、統治者会議（スルタンの互選）で選出される。最高元首の任期は 5 年である。

最高元首は、マレーシア国民統合の象徴であり、連邦軍の最高司令官であり、行政の長でもあるとされている。最高元首の権限の多くは、形式的・儀礼的なものであり、内閣又は閣僚の助言に従って権限を行使するものとされている。この意味で、実質的な行政権は内閣にあるといえる。但し、最高元首は、首相の任命、議会の解散の要請に対する同意の保留等については、自己の裁量に従って行動することができる⁹。

(2) 行政府

マレーシアの行政権は、最高元首に属するが、最高元首、内閣又は内閣から委任された大臣によって、行使される。

首相は、下院議員の中から、最高元首により任命される。

内閣は、首相及び大臣により構成される。内閣は、政府に対し全般的な命令及び監督を

⁹ 稲・前掲書 104 頁。

行うことができ、国会に対し連帶して責任を負う（議院内閣制）。内閣が、下院議員の過半数の信任が得られなかったときは、最高元首に対し、国会の解散を要請するか、総辞職しなければならない。

（3）立法府

マレーシアの立法府は、二院制を採用している。上院議員は、最高元首が政府の助言に基づき任命した 44 名の議員と、州議会が任命した 26 名の、合計 70 名の議員から構成される。上院議員の任期は 3 年である。他方、合計 222 名の下院議員は、小選挙区制の直接選挙により選出される。下院議員の任期は 5 年である。

法律案は、両院が可決した後、最高元首に送られる。最高元首が、法律案を受け取ってから 30 日以内に同意することにより、法律が成立する。最高元首が法律案に同意しなくとも、上記期間が経過すれば、法律が成立する。

（4）司法府

マレーシアでは、①「連邦裁判所」（最高裁判所に相当し、事実審は行わず、法律審のみを行う）、②「控訴裁判所」（1 か所のみであり、連邦裁判所と同じビルの中にある）、③「高等裁判所」（マラヤ高等裁判所、サバ・サラワク高等裁判所がある）、④「下級裁判所」（地区ごとに、初級裁判所及び治安判事裁判所が設置されている。マレーシアの裁判所システムは、三審制を採用している。各州には、イスラム教徒間の訴訟を管轄する「シャリア法廷」が設置されている。また、サバ州及びサラワク州には、先住民間の訴訟を管轄する「先住民裁判所」が設置されている。

連邦裁判所は、違憲審査権のほか、州間の紛争、連邦と州の紛争について排他的管轄権を有する。

（5）連邦と州

マレーシアの各州には、州憲法があり、州法が制定されている。イスラム法、不動産、農業、林業等についての立法権限は、州に属する。他方、外交、国防、治安、民法、刑法及び手続法等についての立法権限は、連邦に属する。

州法が連邦法に違反する場合、連邦法が優先し、州法はその違反する部分において無効となる。

3 人権

マレーシア連邦憲法の「第 2 部 基本的自由」等には、人権カタログが規定されている。しかし、日本国憲法に規定されている基本的人権と比べると、マレーシア連邦憲法に規定されている人権の数は少なく（例えば、社会権の保障に関する規定は存在しない）、保障の程度も弱いといえる。その他、マレーシア連邦憲法の中で、人権に関する特徴的な規定と

しては、例えば、以下の点が挙げられる。

- ①イスラム教が国教と位置付けられているが、他の宗教の信仰も認められている（3条1項、11条1項）。とはいえ、イスラム教にはさまざまな面で特別の地位が与えられている（3条2項・3項・5項、12条2項）。
- ②言論・表現の自由、集会の自由、結社の自由について、国会により必要かつ適切な制限が課されること（法律の留保）が規定されている（10条2項）。
- ③国会は、地域の治安や公共の秩序を守るため、市民権、国語、ブミプトラ（マレー系と先住民族）、統治者に関する「敏感問題」について疑問を呈することを禁止する法律を制定することができる（10条4項）。
- ④ブミプトラ（マレー系と先住民族）の特別待遇が規定されている（89条、90条、153条等）。例えば、公務員採用の優先割当て、教育面の優遇、特定業種の許可の優先割当て等である。
- ⑤破壊活動、組織暴力及び公衆に有害な行動と犯罪に対処するための法律により、人権規定は停止されることがある（149条）。
- ⑥最高元首が非常事態宣言を発した場合、人権規定は停止されることがある（150条）。
- ⑦治安維持のための予防拘禁が可能とされている（151条）。

III 民法

マレーシアは、英国の植民地であった時代から英國のコモン・ロー及び衡平法（エクイティ）の影響を強く受けてきた。但し、マレーシアでは、民事法の分野でも成文法が制定されることも少なくなく、1950年契約法、1957年商品売買法、1965年国家土地法、1967年割賦販売法、1985年区分所有権法、1993年訪問販売法、1999年消費者保護法、2006年電子商取引法等が制定されている。

マレーシアにおける土地は、州政府の所有に属する。州政府は、一定期間の土地使用権を個人・企業に付与することができる。土地に関する権利としては、①「Freehold」及び②「Leasehold」がある。いずれも、州政府から割り当てられた土地に対する排他的な支配権・使用権であり、土地の占有を侵害する第三者に対する妨害排除請求権が認められるが、「Freehold」は期限の定めがないのに対し、「Leasehold」は99年以下の期間が設定されるという違いがある。マレーシアでは、建物は土地の一部であると考えられており、独立した取引対象とはならない¹⁰。

各州における「マレー人保留地」は、マレー人のみ権利保有が認められており、それ以外の者には権利保有が認められない。

マレーシアの国家土地法は、トレンスシステム（Torrens System）を採用している。トレンスシステムとは、本来であれば最初の権利者から自分までの途切れぬ権利移転の連

¹⁰ 川村隆太郎ほか著『アジア不動産法制』195～196頁。

鎖を証明しなければならないところ、不動産登記上の権利者が真正な権利者であることを国が保障する制度である。

また、マレーシアでは、従来より、「イスラム金融」が広く行われてきている。イスラム金融とは、イスラム法であるシャリアを遵守する銀行取引、証券取引、保険取引等の金融取引をいう。イスラム金融の特徴としては、①利子の禁止、②契約期間における不確実性の禁止、③投機行為の禁止、④豚肉・酒類等の禁制品の使用・取引の禁止等が挙げられる¹¹。マレーシアのイスラム金融に関する法制度としては、1983年イスラム銀行法、1984年タカフル法¹²が存在する。近年、マレーシア政府は、国際イスラム金融ハブとなることを目指している。

なお、家族法に関しては、マレーシア全土で統一的な家族法制度が存在しているわけではなく、①ムスリムを対象とする家族法制度、及び②非ムスリムを対象とする家族法制度の2つが併存している状況にある¹³。

IV 会社法

マレーシアに投資しようとする外国企業は、マレーシアに子会社たる現地法人を設立するか、外国企業の支店を設置するか、又は駐在員事務所を設置することができる。子会社は、外国企業から独立した法人格を有するマレーシア法人である。これに対し、外国企業の支店及び駐在員事務所は、独立した法人格を有しない。駐在員事務所は、販売促進及び連絡の業務のみ行うことができ、事業活動そのものは行うことができない。

マレーシアの会社法¹⁴によると、有限責任株式会社（company limited by shares）、有限責任保証会社（company limited by guarantee）、無限責任会社（unlimited company）という3つの類型が認められている。外国企業がマレーシアに会社を設立する場合は、上記のうち、有限責任株式会社の形態が利用されることが多い。

有限責任株式会社の形態を利用する場合、公開会社（public company）と非公開会社

¹¹ 遠藤聰著「マレーシアにおける国際イスラム金融－イスラム銀行法とタカフル法の改正」（『外国の立法 239』（国立国会図書館調査及び立法考査局、2009年）所収）200～201頁。

https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000114_po_023910.pdf?contentNo=1&alternativeNo=

¹² 「タカフル」とは、イスラム保険を意味する。

¹³ モガナ・スンタリ・スブラマニ著「続・マレーシア家族法（1）」（『戸籍時報 No.735』（日本加除出版、2016年）所収）19頁。

¹⁴ マレーシアの会社法は、2016年に改正された（2017年1月31日施行）。これにより、会社設立が容易化され、また、会社運営が柔軟化される等の制度改革が行われた。また、従来は、「基本定款」（Memorandum of Association）及び「附属定款」（Articles of Association）の2つを作成する必要があったが、会社法の2016年改正により、「定款」（Constitution）という一つの文書に一本化された（但し、改正前から存在する会社の「基本定款」及び「附属定款」は、自動的に「定款」とみなされる）。

(private company) の区別がある。非公開会社とは、株主数が 50 名以下に制限されており、かつ、株式の譲渡が制限されている会社をいう。非公開会社以外の会社は、全て、公開会社である。いずれの会社を設立する場合も、発起人は 1 名で足りるが、非公開有限責任株式会社の場合、マレーシアを常居所地とする取締役が 1 名いればよいのに対し、公開有限責任株式会社の場合、マレーシアを常居所地とする取締役が 2 名以上必要とされている。なお、非公開有限責任株式会社は、株式又は社債の公募が禁止されている。

外国企業がマレーシアに会社を設立する場合、非公開有限責任株式会社の形態が利用されることが多い。非公開有限責任株式会社の方が、公開有限責任株式会社よりも、設立が容易である等、自由度が高いからである。

表2：マレーシアで設立が認められている主な会社

種類	会社名称に含めるべき語／略称（マレー語、英語）
非公開有限責任株式会社	Sendirian Berhad ／ Sdn. Bhd. Private Limited ／ Pte. Ltd.
公開有限責任株式会社	Berhad ／ Bhd. Limited ／ Ltd.

V 民事訴訟法

1 訴訟

マレーシアの民事訴訟制度は、英國の民事訴訟制度に基づいて形成されている。マレーシアにおける民事訴訟手続は、原則として、召喚状の送付、訴答手続、ディスカバリー、質問書の送付、証言録取書の交換、口頭弁論、判決という流れとなる。マレーシアの訴訟は、一般的に、9か月程度で終了する。陪審制は、採用されていない。

マレーシアでの訴訟において使用される言語は、原則として、マレー語である。但し、法廷審理において裁判所の許可を得て英語が使用されることもよくあるほか、当事者が提出する書面や裁判所の判決が、マレー語及び英語で作成されることも少なくない。

2 仲裁

日本企業と外国企業とが締結する契約において、当該契約に関連して発生する法的紛争は、「訴訟」ではなく、「仲裁」（私人間の合意に基づいて、第三者を選任し、その者の判断によって紛争解決を図る手続）により解決する旨の条項（仲裁条項）が規定されることが多い。マレーシアは「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）に加盟しているため、マレーシアにおける仲裁判断を同条約の加盟国で執行することが認められる。

マレーシアの仲裁機関としては、「アジア国際仲裁センター」（Asian International

Arbitration Centre, AIAC)¹⁵がある。以前は、「クアラルンプール地域仲裁センター」(Kuala Lumpur Regional Centre for Arbitration, KLRCA) という名称であったが、国際仲裁のグローバルハブとなることを目指して、名称変更が行われたものである。また、マレーシアと距離が近く、取り扱っている仲裁件数が多く、国際的評価も高い「シンガポール国際仲裁センター」(Singapore International Arbitration Centre, SIAC)¹⁶が仲裁機関として選択されることも多い。SIACは、①高い信頼性・透明性・中立性、②シンガポールの公用語が英語であること、③過去の取扱実績¹⁷が豊富であること等から、とくにアジアにおける国際取引契約における紛争解決条項としては、SIAC仲裁が選択されることが多い。

VI 刑事法

マレーシアでは、他の東南アジア諸国と同様、贈収賄・汚職が大きな問題としてクローズアップされていた¹⁸。そこで、マレーシア政府は、「2009年マレーシア汚職防止委員会法」を制定し、「マレーシア汚職防止委員会」(Malaysian Anti-Corruption Commission, MACC) という専門的な取締り機関を設置して、捜査及び摘発等の強力な権限を付与すること等により、汚職の取締りを進めることとした（同法は、2018年に改正され、法人処罰に関する規定が新設された）。マレーシア汚職防止委員会は、通信の傍受や財産の没収を行う権限を有する。汚職を行った者は、20年以下の懲役、及び贈収賄の金額の5倍又は1万リンギットのいずれか高い方の罰金が課される。マレーシアにおける贈収賄は、公務員であるか民間人であるかを問わず、成立する。即ち、民間企業の従業員に対するリベート等の利益の供与も、贈賄行為として、処罰の対象となり得ることに、注意が必要である。

マレーシアの一部の州（クランタン州、トレングヌ州）では、イスラム刑法が公布されている。イスラム刑法の下では、凶悪犯罪、不貞行為、同性愛、酒類販売等を行ったイスラム教徒に対し、懲役刑や鞭打ち刑を科す判決が下される。

VII おわりに

¹⁵ <https://www.aiac.world/>

¹⁶ <https://www.siac.org.sg/>

¹⁷ SIACの「Annual Report 2019」によると、2019年における新規受理件数は479件であり、過去最高を記録した。

[https://www.siac.org.sg/images/stories/articles/annual_report/SIAC%20AR_FA-Final-Online%20\(30%20June%202020\).pdf](https://www.siac.org.sg/images/stories/articles/annual_report/SIAC%20AR_FA-Final-Online%20(30%20June%202020).pdf)

¹⁸ 例え、2015年には、当時のナジブ首相が政府系投資会社である「1Malaysia Development Berhad」(1MDB)から約7億米ドルを不正に受け取ったという疑惑が発覚した。2020年7月28日、裁判所は、権力濫用罪等の成立を認め、ナジブ元首相に対し、禁固12年及び罰金2億1,000万リンギット（約52億円）を科する旨の有罪判決を下した（ナジブ元首相が控訴）。

以上、マレーシアの法制度の概要を紹介したが、マレーシアの法制度に関する英語及び日本語の文献・論文等は意外に多くある。日本語の文献としては、例えば、三澤充著「マレーシアにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書」（2019年）¹⁹等がある。

重要な貿易・投資の相手国であるマレーシアにおける法制度は、日本企業にとって極めて重要である。今後も、マレーシアの法制度の動向については引き続き注目していく必要性が高いと思われる。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.49 No.4』（国際商事法研究所、2021年、原題は「世界の法制度〔東アジア・東南アジア編〕第12回 マレーシア」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

¹⁹ <http://www.moj.go.jp/content/001327669.pdf>